

■投資信託受益権振替決済口座管理規定

1 規定の適用範囲

- (1) この規定は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う投資信託受益権に係るお客さまの口座（以下「振替決済口座」といいます。）に関する事項について規定します。
- (2) 前項の投資信託受益権の範囲については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の社債等に関する業務規程に定めるものとします。

2 振替決済口座

- (1) 振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として、当行が備え置く振替口座簿において開設します。
- (2) 振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である投資信託受益権の記載又は記録をする内訳区分（第6条第2項において「質権口」といいます。）と、それ以外の投資信託受益権の記載又は記録をする内訳区分（第6条第2項において「保有口」といいます。）とを別に設けて開設します。
- (3) 当行は、お客さまが投資信託受益権についての権利を有するものに限り、振替決済口座に記載又は記録します。

3 振替決済口座の開設

- (1) 振替決済口座を開設しようとするときは、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、通帳（投資信託総合取引規定第6条（取引開始の手続）第1項に定める通帳をいいます。）を添えて取引営業所等（投資信託総合取引規定第3条（取引営業所等）に定める取引営業所等をいいます。以下同じとします。）に提出してください。
- (2) 振替決済口座の開設の申込みは、前項に定めるほか、当行所定のメールオーダー用の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、当行所定の書類を添付して当行所定の事務センターに郵送することにより行うことができます。
- (3) 振替決済口座の開設の申込みは、前2項に定めるほか、当行が認めた場合は、当行所定のインターネット接続端末を用いた方法により行うことができます。この場合、インターネット経由で当行所定のホームページにアクセスし、インターネット接続端末の画面の操作手順に従って、必要事項を入力のうえ送信してください。
- (4) 前3項による申込みの際、当行は法令に定める取引時確認等の確認を行います。また、振替決済口座の開設後も、当該口座に係る取扱いにあたり、当行は法令に定める取引時確認等の確認を行う場合があります。
- (5) 当行が第1項から第3項までの申込みをしたお客さまの振替決済口座を開設することについて承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、その旨をお客さまに通知します。

(6) 振替決済口座は、この規定に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客さまには、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、この規定の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。

4 契約期間等

- (1) この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。
- (2) この契約は、お客さま又は当行から申出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

5 当行への届出事項

当行所定の書類に使用された印影（又は署名）、記載された住所、氏名等をもって、届出の印鑑（又は署名鑑）、住所、氏名等とします。

6 振替の申請

- (1) お客さまは、振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、振替の申請をすることができます。
 - ① 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたものの
 - ② 法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他機構が定めるもの
 - ③ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日において振替を行うもの（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - ④ 償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期間（第6号において「振替停止期間」といいます。）中の営業日において振替を行うもの（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - ⑤ 償還日の翌営業日において振替を行うもの（振替を行おうとする日の前営業日以前に当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - ⑥ 販社外振替（振替先又は振替元が指定販売会社ではない口座管理機関等である振替のうち、機構の販社外振替情報管理機能を利用するものをいいます。）を行うための振替の申請においては次に掲げる日において振替を行うもの
 - A 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日の前営業日（振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。）
 - B 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日
 - C 償還日の前々営業日までの振替停止期間中の営業日（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - D 償還日の前営業日（当該営業日が振替停止期間に該当しない場合においては、振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。当該営業日が振替停止期間に該当する場合においては、当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）

E 償還日

F 償還日の翌営業日

- (7) 振替先口座管理機関において、振替の申請を行う銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けないもの
- (2) お客さまが振替の申請を行うに当っては、その10営業日前までに、次に掲げる事項を当行所定の依頼書に記入し、記名押印（又は署名）のうえ、取引営業所等に提出ください。
- ① 減少及び増加の記載又は記録がされるべき投資信託受益権の銘柄及び口数
 - ② お客さまの振替決済口座において減少の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別
 - ③ 振替先口座及びその直近上位機関の名称
 - ④ 振替先口座において、増加の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別
 - ⑤ 振替を行う日
- (3) 前項第1号の口数は、1口の整数倍（投資信託約款に定める単位（同約款において複数の一部解約単位が規定されている場合には、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位）が1口超の整数の場合は、その単位の整数倍とします。）となるよう提示しなければなりません。
- (4) 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号に掲げる事項の提示は必要ありません。また、同項第4号に掲げる事項の提示に当たっては、「振替先口座」を「お客さまの振替決済口座」としてください。
- (5) 当行に投資信託受益権の買取りを請求する場合は、前各項の手続をまたずに投資信託受益権の振替の申請があったものとして取り扱います。

7 他の口座管理機関への振替

- (1) 当行は、お客さまから申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。ただし、当該他の口座管理機関において、お客さまから振替の申出があった銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けない場合は、当行は振替の申出を受け付けないことがあります。
- (2) 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当行所定の振替依頼書により申し込みください。
- (3) 前項の場合には、当行所定の方法により、当行所定の手数料をいただくことがあります。

8 質権の設定

お客さまの投資信託受益権について、質権を設定される場合は、当行が認めた場合の質権の設定についてのみ行うものとし、この場合、機構が定めるところに従い、当行所定の手続による振替処理により行います。

9 抹消申請の委任

振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権について、償還又はお客さま

の請求による解約が行われる場合には、当該投資信託受益権について、お客さまから当行に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続を委任していただいたものとし、当行は当該委任に基づき、お客さまに代わって手続を行います。

10 償還金、解約金及び収益分配金の代理受領

振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）の償還金（繰上償還金を含みます。以下同じとします。）、解約金及び収益分配金の支払があるときは、当行がお客さまに代わって当該投資信託受益権の受託銀行からこれを受領し、決済口座（投資信託総合取引規定第8条（決済口座の取扱い）第1項に定める決済口座をいいます。以下同じとします。）に入金します。

11 お客さまへの連絡事項

- (1) 当行は、投資信託受益権について、次の事項をお客さまに通知します。
 - ① 償還期限（償還期限がある場合に限ります。）
 - ② 残高照合のための報告
- (2) 前項の残高照合のための報告は、投資信託受益権の残高に異動があった場合に、当行所定の時期に年1回以上通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行い、その内容にご不審の点があるときは、速やかに取引残高報告書に記載する内部管理責任者に連絡ください。
- (3) 当行が届出のあった氏名、住所にあてて通知を行い、又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し、又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

12 届出事項の変更手続

- (1) 氏名、住所その他の届出事項（法令に定める取引時確認の際に届け出た事項を含みます。）に変更があったときは、当行所定の方法により、直ちに届け出してください。
- (2) 前項により届出があった場合、当行は所定の手続を完了した後でなければ投資信託受益権の振替又は抹消、契約の解約の請求には応じません。この間、相当の期間を置きます。
- (3) 第1項による変更後は、変更後の氏名、住所等をもって届出の氏名、住所等とします。

13 振替決済口座管理料

- (1) 当行は、振替決済口座を開設したときは、その開設時及び振替決済口座開設後1年を経過するごとに所定の手数料をいただくことがあります。
- (2) 当行は、前項の場合、解約金等の預り金があるときは、それから充当することができます。また、手数料の支払がないときは、投資信託受益権の償還金、解約金、収益の分配金の支払の請求には応じないことがあります。

14 当行の連帯保証義務

機構が、振替法等に基づき、お客さま（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている次の各号に掲げる義務の全部の履行については、当行が連帯して保証いたします。

- ① 投資信託受益権の振替手続を行った際、機構において、誤記帳等により本来の口数より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める消却義務を履行しなかったことにより生じた投資信託受益権の超過分（投資信託受益権を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の償還金、解約金、収益の分配金の支払いをする義務
- ② その他、機構において、振替法に定める消却義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

15 機構において取り扱う投資信託受益権の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知

- (1) 当行は、機構において取り扱う投資信託受益権のうち、当行が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。
- (2) 当行は、当行における投資信託受益権の取扱いについて、お客さまから問合せがあった場合には、お客さまにその取扱いの可否を通知します。

16 解約等

- (1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続により、投資信託受益権の他の口座管理機関への振替を申し出てください。

なお、振替を申し出ない場合又は第7条において定める振替を行えない場合は、当行は、当該投資信託受益権を解約し、決済口座に入金することができるものとします。第4条による当行からの申出により契約が更新されないときも同様とします。

- ① お客さまから解約の申出があったとき。
- ② お客さまが手数料を支払わないとき。
- ③ お客さまがこの規定に違反したとき。
- ④ 振替決済口座に記載又は記録されるべき投資信託受益権がないとき。
- ⑤ お客さまが第20条に定めるこの規定の変更に同意しないとき。
- ⑥ お客さま（お客さまが法人等の団体の場合には、その役員、構成員等を含みます。⑦において同じとします。）が次のいずれかに該当するとき。
 - A 暴力団
 - B 暴力団員
 - C 暴力団準構成員
 - D 暴力団関係企業
 - E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
 - F その他AからEまでに準ずる者
- ⑦ お客さまが自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為を行ったとき。

- A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に係り、脅迫的な言動を行う又は暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当行の信用をき損又は当行の業務を妨害する行為
 - E その他 A から D までに準ずる行為
- ⑧ 通常貯金規定第14条（全部払戻し等）第5項の規定の適用を受けたとき。
- ⑨ お客さまが居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなったとき。
- ⑩ 法令に定める取引時確認の際に届け出た事項に偽りがあることが判明したとき。
- ⑪ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき。
- (2) 前項による投資信託受益権の振替手続が遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いいただきます。この場合、第13条第2項に基づく解約金等は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いいただきます。

17 緊急措置

法令の定めるところにより投資信託受益権の振替を求められたとき又は当行所定の営業所及び当行所定の方法により公表した郵便局（第20条において「営業所等」といいます。）の火災等緊急を要するときは、当行及び日本郵便株式会社（次条において「当行等」といいます。）は臨機の処置をすることができるものとします。

18 免責事項

当行等は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- ① 第12条第1項による届出の前に生じた損害
- ② 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（又は署名）を届出の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託受益権の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- ③ 依頼書に使用された印影（又は署名）が届出の印鑑（又は署名鑑）と相違するため、投資信託受益権の振替をしなかった場合に生じた損害
- ④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当行等の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、投資信託受益権の振替又は抹消に直ちは応じられない場合に生じた損害
- ⑤ 前号の事由により投資信託受益権の記録が滅失等した場合又は第10条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- ⑥ 前条の事由により当行等が臨機の処置をした場合に生じた損害

19 規定の適用

この取引には、この規定のほか、「投資信託総合取引規定」が適用されます。ただし、

投資信託総合取引規定との規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。

20 規定の改定

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行所定のホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2020年1月6日から実施します。